

電球は貸付だった！

東京電灯の開業（1886年（明治19））を皮切りに日本各地に設立された電気事業者はそれぞれ独自の供給規程で電灯供給を開始しましたが、電気料金は電球の光度（明るさ）に応じて定められた月額を契約口数分支払う定額制が主流でした。1911年（明治44）に電気事業法施行規則が制定され、電気事業者による電球引換が規定されました。1905年（明治38）に大阪電灯が需要喚起のため定額・従量を問わず需要家の使用電球をすべて貸付とし、1917年（大正6）には電球も炭素電球から真空タングステン電球に切り替え、すべてを会社負担にしました。富山電気でも1916年（大正5）の財産目録に「各需要家ニ取付銅線及電球等一式」が計上されています。

電球の交換は各電気事業者の支店や営業所のほか、農村や漁村などでは集落内の商店が代理で業務を行い、「電球交換所」の看板が掲げられました。富山県では1927年（昭和2）に三日市町（現、黒部市）に電気料金の値下げを要求する「電灯争議」が発生し、全国に広がりました。滑川町では電気料金に対する値下期成同盟会も結成され、人々は電球交換所に電球を返還する方法で電気不買運動を展開しました。

電灯争議の標的になったのは富山電気。大企業を誘致する一方で地元電気事業者を次々合併していたので、儲かっているように見えたのです。実際は、富山電気の電気料金は同業他社に比べて安く、また、積極的な電源開発と誘致企業への支援により経営は苦しく、たこ足配当をしていました。この電灯争議に対し、富山県知事が調停に乗り出し、富山電気は電気料金の引き下げに応じました。

参考：加島篤（2013）「日本における定額電灯制と電球貸付の変遷」『北九州工業高等専門学校研究報告』第46号



北陸配電 電球交換所看板



北陸電力 電球交換所ホーロー看板